

「諫早メイちゃん」のイラスト等の利用についてのガイドライン

令和6年7月

1. ガイドライン作成の目的

食を通じた健康づくり活動のPRを図ることを趣旨とする諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクター「諫早メイちゃん」を作成した。

多くの方々に周知していくためには、日々の健康づくり生活の場や印刷物等で活用される必要がある。

よって、諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクターの趣旨に沿った使用がなされるよう、一定のガイドラインを示すものである。

なお、本ガイドラインは予告なく変更されることがある。

2. イラスト等の使用に際しての注意事項

- 1) 諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクター「諫早メイちゃん」の一切の権利（著作権、使用权）は諫早市食生活改善推進協議会に帰属する。
- 2) 諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクター「諫早メイちゃん」は、諫早市食生活改善推進協議会が作成する健康づくりに関する媒体に使用するほか、諫早市食生活改善推進協議会が認めた広報に使用する。
- 3) 使用期間は諫早市食生活改善推進協議会の活動期間を目途とする。

3. イラスト等の使用方法

- 1) 諫早市食生活改善推進協議会事務局へ申請し、許可を受けること。

※申請書は別紙

2) 色・形等については次のとおりとする。

(1) 縦横比率を変えない。

(2) 回転・反転をさせない。

(3) 色は原則として変えない。ただし、用途によっては、イメージを損なわない範囲において、他の色を使用しても構わない。

(4) 印象が異なるような要素を加えない。

3) 諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクターの趣旨に反しない範囲で、独自のキャッチフレーズを付して使用することができる。

4. 問い合わせ・申請窓口

〒854-8601 諫早市東小路町7-1

諫早市食生活改善推進協議会事務局（健康推進課内）

電話 0957-22-1500 FAX 0957-27-0717

Eメール kenkou@city.isahaya.nagasaki.jp

5. イラストのバリエーション

基本形 カラー



諫早市食生活改善推進協議会

基本形 ブラウン



諫早市食生活改善推進協議会

基本形 白黒



諫早市食生活改善推進協議会

野菜 カラー



諫早市食生活改善推進協議会

野菜 ブラウン



諫早市食生活改善推進協議会

野菜 白黒



諫早市食生活改善推進協議会

諫早市食生活改善推進協議会イメージキャラクター「諫早メイちゃん」

イラスト使用申請書

| | |
|-----------------|-------------------|
| 団体名 | |
| 代表者名 または使用者名 | |
| 使用者連絡先 | 住所 電話 F A X |
| 作成内容 | |
| 作成部数 | |
| 備考 | |

※作成内容・作成部数の記入は、「予定」でも構いません。

【提出先】

〒854-8601 諫早市東小路町7-1

諫早市食生活改善推進協議会事務局（健康推進課内）

電話 0957-22-1500 F A X 0957-27-0717

Eメール kenkou@city.isahaya.nagasaki.jp